

事 務 連 絡
令和2年5月20日

各

都道府県
政令指定都市
中核市

 衛生主管部（局）
民生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする
児童への対応について（その3）

新型コロナウイルス感染症に係る人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下「医療的ケア児」という。）への対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について」（令和2年2月25日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その2）」（令和2年4月3日付け事務連絡）（以下「医療的ケア児対応事務連絡（その2）」という。）でお示ししているところです。

この度、医療的ケア児等（在宅で生活している医療的なケアが必要な障害者や重症心身障害児者を含む。以下同じ。）の同居者が新型コロナウイルスに感染した場合及び医療的ケア児等が感染した場合の考え方について、補足として取りまとめましたので、下記の点にご配慮いただけるよう、管内市区町村・医療機関・事業所施設・医療的ケア児の保護者等に対し周知いただくとともに、御対応方よろしくお願いいたします。

記

1 医療的ケア児等の同居者が新型コロナウイルスに感染した場合の留意事項

（1）短期入所等の利用について

医療的ケア児対応事務連絡（その2）において、医療的ケア児等の同居者が新型コロナウイルスに感染した場合で、家庭の状況などにより、感染した同居者に代わる医療的ケア児等への支援者がいないなどの場合、当該児童をよく理解している親類宅等に一時的に居所を移すことも考えられるほか、かかりつけの医療機関や相談支援事業所に相談し、短期入所等への移動や病状の変化を勘案した医療機関への入院を検討するとしたところである。

なお、医療的ケア児について、短期入所等への移動や病状の変化を勘案した医療機関への入院に先立つ際など、医師が必要と判断する場合には、帰国者・接触者外来等においてPCR検査を受けることが可能である。また、仮に、在宅における検査を実施する必要があると医師が判断する場合には、検体採取時の感染防護及び検体輸送を適切に行うことのできる体制が十分に確保されるよう考慮いただきたい。

(2) 医療機関への入院について

医療的ケア児等の医療機関への入院にあたっては、例えば、以下の施設での対応が考えられる。

- ・ 同居者が入院した医療機関
- ・ 障害者病棟がある医療機関
- ・ 医療的ケア児の主治医である小児の診療を行う医療機関

これらの医療機関における対応にあたっては、各都道府県の福祉部局や医療部局、衛生部局等は、各都道府県に設置されている新型コロナウイルス感染症に係る調整本部等と連携し、医療的ケア児等の受入体制について調整いただきたい。

2 医療的ケア児等が新型コロナウイルスに感染した場合の留意事項

医療的ケア児等が新型コロナウイルスに感染した場合、医療的ケア児等は基礎疾患を有し重症化するおそれが高い者に該当することから、原則、入院措置となるが、医療的ケア児等の家族等が入院時に付き添うことが可能な状況の場合、例えば幼少である等のケースでは、入院時の保護者の付き添いは医療的ケア児の精神的な安定や急変の徴候に早期に気付くことができる等の利点がある。

医療機関においては、保護者の希望を踏まえ、入院時の医療的ケア児等の保護者の付き添いについて積極的に検討いただきたい。

その際、医療機関における院内感染対策に十分留意をする必要があるため、医療機関においては、感染した患者である医療的ケア児等とその保護者については、原則、個室での療養とし、保護者は個室以外の移動を最小限にすることや、保護者への食事の提供等の生活面への対応等の環境整備に配慮いただきたい。また、保護者に対しては、感染した患者を受け入れている医療機関における保護者への感染リスク、保護者自身による体温測定等の健康観察や感染防御策の実施等について十分に説明し同意を得る必要がある。

3 医療的ケア児等の相談支援について

医療的ケア児対応事務連絡（その2）においては、「医療的ケア児等のご家庭がどの方法を選択するかについては、医療的ケア児等の軽症者等以外の支援の状況、医

療的ケア児等の体調やケアの内容、移動先の受け入れ体制等を踏まえ、かかりつけ医や相談支援事業所、自治体とよく相談の上でご対応いただきたい」としているが、普段、計画相談支援等を利用していないご家庭もあるため、前記 1 又は 2 のような場合、計画相談支援事業所のほか、基幹相談支援センター、市町村地域生活支援事業の相談支援事業所、自治体は、医療機関等の関係機関との調整や必要なサービスの提供について積極的に関与をお願いしたい。

以上

(参考資料)

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について」
(令和 2 年 2 月 25 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000603961.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について
(その 2)」
(令和 2 年 4 月 3 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000625059.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」
(令和 2 年 4 月 14 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622383.pdf>

【照会先】

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL : 03-5253-1111 (内線 3037, 3102)

FAX : 03-3591-8914

E-mail : shougaijishien@mhlw.go.jp